

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年12月4日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 BiVi新さっぽろ

所在地 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目493-64他

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

代表者 代表取締役 北 哲弥

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後9時00分

(変更後) 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 翌午前0時00分

イ 来客が駐車場を利用する事ができる時間帯

(変更前) 自 午前7時30分 至 午後9時30分

(変更後) 自 午前7時30分 至 翌午前0時30分

(4) 変更する年月日

令和5年11月28日

(5) 変更する理由

営業政策の変更により営業時間を延長するため。

2 届出年月日 令和5年11月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和5年12月4日～令和6年4月4日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和6年4月4日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。